

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	7 番	吉 野 誠 君
8 番	木 村 千 秋 君	9 番	栗 田 利 朗 君
10 番	広 瀬 文 典 君	11 番	丹 羽 豊 次 君
12 番	小 林 敏 美 君	13 番	衣 斐 弘 修 君

欠席議員（1名）

6 番	富 田 栄 次 君
-----	-----------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

- 日程第1 議第63号 専決処分の承認について
日程第2 議第64号 エコパーク整備（建築）1期工事請負契約の締結について
日程第3 議第65号 垂井東こども園建築工事請負契約の締結について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） 皆さん、おはようございます。

これより平成24年第 4 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、4 番 角田寛君、5 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第63号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第 1、議第63号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第63号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が 6 月27日に施行されたことに伴い、垂井町災害対策本部条例及び垂井町防災会議条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により同日これを専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） ただいま上程されました議第63号 専決処分の承認につきまして、企画調整課のほうから補足説明をさせていただきます。

ただいま町長からの提案説明にもございましたように、災害対策基本法の一部を改正する法律が去る 6 月27日に公布・施行されたことに伴いまして、垂井町災害対策本部条例及び垂井町防災会議条例の一部を改正する条例を 6 月27日に専決処分をいたしたところでございます。

今回の改正につきましては、東日本大震災の教訓、課題を受けまして、去る 3 月 7 日に国の防災対策推進検討会議の中間報告がなされたところでございます。それを受けまして、行うべ

き防災対策といたしまして災害対策基本法の一部が見直されたことに伴いまして、関係いたします2つの垂井町条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例改正の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

垂井町災害対策本部条例及び垂井町防災会議条例の一部を改正する条例、第1条の垂井町災害対策本部条例の一部改正についてから、御説明を申し上げます。

第1条中目的でございますが、引用いたしておりました災害対策本部関係の設置につきまして、改正前につきましては第23条の第7項で引用いたしておりましたが、これは1つの条立てで規定をされておったところでございます。今回の改正によりまして、それぞれ都道府県、あるいは市町村の災害対策本部について別々の条立てとなった関係上、改正後の第23条の2第8項に改めさせていただくものでございます。

次に、第2条関係でございますが、垂井町防災会議条例の一部改正につきましては、第2条中にございます所掌事務でございます。第2条中、第4号を第5号に、第3号を第4号に、第2号を第3号といたし、第1号の次に、次の1号として第2号、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを新たにつけ加えさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞ御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第2 議第64号 エコパーク整備（建築）1期工事請負契約の締結について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第64号 エコパーク整備（建築）1期工事請負契約の締結

についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第64号 エコパーク整備（建築）1期工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る7月2日に指名競争入札に付しましたところ、垂井町宮代513番地、平成興産株式会社 代表取締役 桐山善徳が落札いたしましたので、この者と5,670万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま提案のございました議第64号 エコパーク整備（建築）に係ります1期工事請負契約の締結につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきたいと存じます。

この契約案件につきましては、建築工事の部分でございますが、提案説明にもございましたように、去る平成24年7月2日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。本件の入札につきましては、8社による業者を指名させていただきまして執行いたしましたところでございますが、1回目の入札で予定価格に達しました平成興産株式会社が5,400万円、税抜きでございますが、落札をいたしました。

議案にもございますが、この入札結果によりまして、消費税を含めまして5,670万円で平成興産株式会社 代表取締役 桐山善徳と工事請負契約を締結するに当たりまして、予定価格が5,000万円以上でございますので、本契約の締結をすることにつきまして、提案説明にもございましたように、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限につきましては、平成24年11月15日といたしたところでございます。

なお、他の電気、そのほか機械設備等の入札についても同日行いました。入札結果一覧表につきまして、ごらんいただきたいと存じます。

以上、私のほうから補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 議第64号 エコパーク整備（建築）1期工事請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要を説明させていただきます。

本工事は、エコパーク整備事業のうち、エコドーム施設の建築部分に関する工事でございます。

当建物は、現在毎月1回開催しておりますリサイクル体験広場の常設施設として計画をいたしました。建物は、敷地の中央部に配置し、南側に施設の駐車場を設けました。今回計画しました建物は、東西に約30メートル、南北に約20メートルの大きさで、建築面積及び延べ床面積ともに、607.77平方メートルとなっております。構造は、鉄骨造平家建て。外部の仕上げは、屋根がテント張りで、外壁が鋼板張りでございます。内部は、資源物を回収したりストックしたりする大きなスペースの倉庫のほかに、事務室、学習室、湯沸かし室、便所を設けました。倉庫部分の大きなスペースは、回収スペース、リユーススペース、ストックスペースとして、可動間仕切りで区切って使用する予定でございます。

当建物は、屋根をテントで仕上げることにより、昼間は照明を使用する必要がなく、電気代を節約できるものと考えております。また、学習室を別棟で設けず、資源物の回収施設と一体化することにより、維持、運営などの管理をしやすくいたしました。

当工事のほかに、関連の電気設備工事、機械設備工事につきましても発注を行ったところでございます。本工事及び関連工事の工期につきましては、平成24年11月15日といたしまして、完成後早急に施設の供用の開始を図りたいと思っております。

以上が本工事の概要でございます。どうぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 先般、全協の中で説明もあったわけですが、ここの席でまた再度お尋ねしたいと思っております。

指名競争入札でございますが、8社指名されまして、その中の垂井町内では藤井建設、平成興産の2社の指名となっておりますね。それで、建物等々、今も説明がございましたが、鉄骨の平家建て、また屋根がテント張りということで、外壁等についても鋼板張りという建物にすれば、倉庫形式でございますので、非常に簡単な建物ではないかと、このように思っております。

そのような中で、町内業者、なぜ8社を選ばなかったのか、その辺をお尋ねしたいのと、あとのこども園等につきましては、やはりJVで関係しておりますので、町内業者が入っておるわけですね。私は、これだけの工事でございますので、町内業者をもっと優先的に指名していただきたいと、このように思っております。

それと、話はかわりますが、今度この施設が下町、岩手に立派な施設ができるわけござい

ますが、これらの利用度を考えますと、南からの利用が多いと思うんです。下町から入って、交差点から西へ回っていく。そうしますと、その道路は4メートルあるなしだと思うんです。それで、ぜひこれらの道路の拡幅等についても、まだ9月補正もございますので、9月の計画に取り入れていただき、立派な施設として町民の皆さんが利用できるよう、よろしく願いしたいと。今の状況でありますと、また交通事故等々の危険性もはらんでくると思う。宮代を初め、垂井、また表佐等の方は、やはり南から入られます。この平面図を見ますと、ちょうど施設の西側は2車線が入っておるんですね。それから南へは狭いわけです。そのような形ですので、その辺の計画等も十分考慮していただきたいと、このように思っております。

それと、建物、G Lの関係ですね。どこを基準にされておるのか。施設の南のほうですと、町道から1メートル近く高いところに建つような感じを受けます。そのような形でございますので、その点もお尋ねしたいと、このように思っております。以上です。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員のただいまの指名の関係について、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

結果的に、今回、このエコパークの整備事業（建築）につきましては、町内2社の業者を入れたところでございます。町内には、建築業の許可を持っておる業者につきましては、もとより数社あるわけでございます。しかしながら、今回6,200万という設計金額でございまして、この5,000万を超える工事、特に建築工事につきましては4,500万以上の工事になってまいりますと、有資格者の問題等々ございまして、町内ではやはり限られてくる工事請負業者になってまいります。そういったことと、前後いたしますが、不破中学校の請負工事につきましても入札を以前に執行したわけでございますが、そこら町内の業者の皆さん方に均等に工事を請け負っていただくような形というのも若干配慮いたしまして、今回この2社になりましたのは、そういう結果に基づきまして2社という形になったわけでございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） ただいまの丹羽議員の3点目のG Lの質問につきまして、お答えしたいと思います。

エコドームのG Lにつきましては、中央付近に出入り口がございますので、基本的にそれを基準にしております。ただ、道路と敷地との勾配が違います。道路のほう勾配がきついですから、やはり南のほうではかなり敷地のほうが高くなっておりますし、また敷地中央部から入りますので、建物の入り口よりも若干建物のほうが高くなっているというような状況になっております。

以上で答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） ただいま丹羽議員の2番目の御質問にございました、エコパークのアクセス道路の件について、お答えをいたしたいと思います。

このエコパーク用地のアクセス道路としては、北側の県道岐阜関ヶ原線から南下するルート、こちらは現況有効幅員が7メートル強ございまして、エコパークの利用に支障は特にはないかというふうに存じます。一方、南のほうからのアクセスとして、下町の信号からこのエコパーク用地に参るところにつきましては、現況幅員が狭いところで4メートルほど、広いところで4メートル50ぐらいのところ、ぎりぎりすれ違いができるかなというような状況になっております。

御指摘のありましたように、今後の利用ということで、交通量などが増加するのではないかということも懸念されます。これはあくまで、今後の交通量がどのように増加するのか、それからエコパークの利用者、あるいは地域の方々の御意見も今後お聞きして、必要があれば幅幅を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 指名の件ですが、総務課長はこういう状況になったと言われるんですが、先ほども言いましたように、こども園については7社ほどあるんですね。このほうが先に入札をしておるんです。そういうことからしても、やはり私は町内業者をもっと優先的に指名していただきたいと。どうですか、町長、その辺は。これからの事業として、災害協定でも建設業者と協定書を結んでやっておられるんでしょう。そういうことからすれば、やはり町内業者をもっと優先的に指名していただけたらと、このように思っております。

それと、取りつけの道路については、やはり南から利用される方のほうが多いんですよ。そのような形で、北から、交差点から南に入るというのは府中の方と東部の方だと思うんですが、やはり南の玄関口をきれいに整備していただいて、環境を立派にさせていただき、またこういう施設を皆さんに利用していただかなければいけませんので、その点よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

そんなことのお考えをお願いしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 丹羽議員の再質問にお答えさせていただきますけれども、なるべく町内業者をというようなことでございますけれども、今案件につきましては、テントドームということで、特殊工法とあわせてその材料等の調達、あるいは工法等、非常に専門性が高いということで、いわゆる建設業法上の下請に関しまして、3,000万円以上を超える場合も想定され

ます。そういった場合は、業法上、特定建設業の許可を持っていないとこれかなわないというようなことでございます。そういった基準から選定いたしましたところで、こういった形になりました。

私どもも、町内企業の育成という観点からは、なるべく町内企業を優先的に選定していきたいという方向性を持っておりますが、こういった特殊事情もございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の道路に関する質問についてでございますけれども、基本的に、このエコドーム、やはり車での利用を前提に考えております。基本的には、北からの進入が大きくなるという予測をしておりますけれども、当然南からも、今おっしゃいましたように、下町の交差点から少し北へ上って左に振れて入ってくるという形になります。その道路も当然使われるものと思いますが、現状やはり4メーターあるということで、今後の利用状況をしっかり見ていく必要があるというふうに思っております。

やはり状況に応じてどういうふうになっていくかということもありますので、南というふうにおっしゃいますけれども、基本的にあのまま下町の交差点を真っすぐ北へ漆原の交差点まで2車線確保されておりますので、そういった通行形態も可能かと思えますし、当然、岐関線、府中方面、東方面からも来ることは可能でございます。斎場の交差点ですね。あそこまで上ってみて使われるということも、ルートとしてはいろんなルートが考えられますので、先ほど建設課長が申しましたように、今後の利用形態等を見きわめながら、拡幅については検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 エコパーク整備（建築）1期工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第3 議第65号 垂井東こども園建築工事請負契約の締結について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第65号 垂井東こども園建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第65号 垂井東こども園建築工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る7月23日に指名競争入札に付しましたところ、上村・平成特定建設工事共同企業体 代表者、本巣市上真桑1550番地1、上村建設株式会社 代表取締役 上村聖二が落札いたしましたので、この者と2億2,155万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま提案されました議第65号 垂井東こども園建築工事請負契約の締結につきます補足説明をさせていただきます。あわせまして、お手元にお配りしてございます指名競争入札結果一覧表につきましても、ごらんいただきたいと存じます。

この契約につきましては、提案説明にもございましたように、去る平成24年7月23日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、1億円以上の工事であることから、2社によります共同企業体で行うこととさせていただきまして、それぞれA業者、B業者8社に結成以来通知をいたしました結果、届け出期限の7月9日までに届け出のございました特定建設工事共同企業体、以下「共同企業体」と申し上げますが、これらの結成届を受理いたしまして、西濃・室共同企業体、桐山・大計共同企業体、大橋・タワダ共同企業体、T S U C H I Y A ・藤塚共同企業体、宇佐美・桐山共同企業体、大日本・とみた共同企業体、丸平・藤井共同企業体、上村・平成共同企業体の8社によります共同企業体で、入札を執行したところでございますが、3回目の入札で予定価格に達しました上村・平成共同企業体が、2億1,100万円、これは税抜きでございますが、落札をいたしました。

議案にもございますが、この入札結果によりまして、消費税等を含めまして2億2,155万円で、同共同企業体の代表者でございますが、上村建設株式会社 代表取締役 上村聖二と工事請負契約を締結するに当たりまして、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約となりますので

で、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

また、当工事につきます出資割合でございますが、上村建設株式会社が60%、平成興産株式会社が40%でございます。完成期限につきましては、平成25年3月25日でございます。

なお、同日に電気設備、それから機械設備の入札もあわせて執行しております。また、あわせてごらんいただきたいと思います。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきますが、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） それでは、ただいま上程しております議第65号 垂井東こども園建築工事請負契約の締結につきまして、建築工事の概要を説明させていただきます。

本工事につきましては、平成25年4月に開設を予定しております幼保一元化施設「垂井東こども園」建築工事を実施するものでございます。

建物の構造は鉄骨造2階建てでございます。建築面積790.45平方メートル、延べ床面積1,127.38平方メートルでございます。

1階にはエントランスホール、4歳児用保育室3室、トイレ、エレベーター、遊戯室を設置していきます。2階には5歳児用保育室3室、ホール、トイレを設置していきます。また、既存建物との連絡用渡り廊下2カ所、それとゼロ歳から3歳児用の玄関、自転車置き場を新設していきたいと考えております。外構工事といたしましては、植栽、遊具設置工事、築山、ピオトープの整備を図ってまいりたいと考えております。このほか、主体工事とあわせまして、電気設備工事、機械設備工事を行ってまいります。

工期といたしましては、平成25年3月25日としております。

以上、概要説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねいたしますが、この事業につきましては、24日の全協でも説明を受けておりますが、23日12時前に某新聞社に談合情報が入ったと聞いております。そのような形で、我々は25日の朝刊でこの談合情報を知ったわけでございますが、その後、この談合情報につきまして、業者とどのような解決をされたのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと、このように思っております。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の御質問でございますが、今回の案件につきましての談合

情報について、業者とどのような対応をされたかという御質問でございます。

少し経緯をお話しさせていただきたいと存じますが、この談合情報につきましては、7月23日でございますが、新聞に載りましたのは7月24日の朝刊に載ったわけでございますが、この談合情報につきましては、新聞にも報道がございましたように、22日、23日、23日につきましては午前8時ほどに新聞社のほうに届いておったところでございますが、実際のところ、私のほうにその情報が伝わりましたのは入札執行後でございますが、午前11時55分過ぎであったというふうに記憶しております。

そのときの記者の情報の伝達によりますと、22日、23日にそれぞれ本社、それから西濃支社のほうに匿名で落札業者として2社から成るJVの名指しをした内容、それから落札金額も示したというような報道がございました。

当然、これは私のほう、こういった談合情報があった場合につきましては、談合情報に関するマニュアル的なものがございまして、従来からもそういったマニュアルに基づきまして、その談合情報があった場合には対応しておったわけでございますが、しかしながら、従来の談合情報につきましては入札前が大半でございました。当然のことながら、入札の前と後では対応に若干違いが出てくるものというふうに認識をしているところでございますが、いかんせん入札が終わった後の情報でございました。

しかしながら、そういったことにつきましてのマニュアル的なものについては、対応の仕方がございまして、私のほうでは、すぐさま庁内の内部調整会議を、指名委員会でございますが招集をさせていただきまして、その後、そのマニュアルに基づきまして肅々と進めるということで、各JVを結成されております業者の方、すべてこの役場庁舎に来ていただくように要請をいたしました。その後、各JVごとにそれぞれ事情聴取をさせていただきまして、当然その談合情報について事実確認を行ったところでございます。なおかつ、誓約書を徴取いたしております。誓約書の中身につきましては、当然のことながら、今後その談合情報につきましては、もし仮にそういった談合情報があった場合につきましては、契約をしておっても契約は解除するという誓約書でございますし、もとよりこの誓約書につきましては、会社としての報告でございますので、談合の事実については一切なかったという報告も当然含まれておりますので、御理解をいただきたいと。

それとあわせて、入札の段階におきましては、工事請負契約の金額に係ります工事費明細書の提出を、今回の工事につきましては、義務づけております。その工事の中にも、そういった談合の要因となる形跡がないかどうかというものを、今回この設計をお願いしました業者に即刻庁舎に来ていただきまして、その工事請負契約書の内部調査の実施をしていただきました。

そういった経過を踏まえまして、談合情報はあったにもかかわらず、談合はなかったというふうで私のほうは認識をさせていただきまして、今回この提案に至ったものでございます。そういった経緯でございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それとあわせて、この関係につきましては警察のほうからも捜査が入っておりまして、いろいろな事情聴取、それから資料の提供も行っておるところでございます。あわせて報告をさせていただきます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 私は、入札方法についてお尋ねをしたいと思います。

今の指名競争入札以外の入札方法があるのかどうか。あるならば、その方法を我が町で取り入れるかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 衣斐議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

指名競争入札以外の手法はあるのかというようなお尋ねだと思いますけれども、地方自治法には、基本的には一般競争入札、事情によって指名競争入札、また事情によって随意契約、あるいは競り売りと、そういった契約手法が掲げられております。原則的には一般競争入札で行うのが本筋の規定でございますが、それぞれの事情によりまして、指名競争入札というような形も大多数執行しているのが現状でございます。

じゃあ指名競争入札以外は一切やっていないかということ、そうではございませんで、一般競争入札も、御承知のように林道明神線の開設なんか一般競争入札で行っておりますし、相川の空間整備関係も一般競争入札で行っておるところでございます。その案件案件によりまして行っておりますけれども、この一般競争入札といえども、じゃあグローバルに日本全国の業者すべて対象にするのかといたら、そういう形ではございませんで、やはり町内企業の育成というようなことも十分配慮しなければならぬと同時に、適正な競争も促していくというような観点から、地域エリアをある程度設定した中で一般競争入札の仕方、あるいはそれぞれの業者さんによりまして、いわゆる資本力とか、それを経営審査上の評点数であらわされておる部分があるんですけども、そういった評点数の基準だとか、過去にどの程度の工事実績があるのだとか、そういった条件は付しての一般競争入札にはなりますけれども、この指名競争入札はどうしても今回のような形で、過去にも談合が寄せられたというような経緯もございます。私どもも、何とかそういった疑義のないような契約執行を今後も一生懸命、手法を取り入れるべく研究をしてみたいと思っておりますので、今回はこういった事態になっておりますけれども、ひとつよろしく御理解を賜りたいなというふうに思っております。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 垂井東こども園建築工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成24年第4回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時47分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 角 田 寛

会議録署名議員 藤 埴 理